

改正

平成30年5月18日要綱第79号

立川市社会福祉法人指導監査実施要綱

立川市社会福祉法人指導検査実施要綱（平成25年4月1日市長決定）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づいて実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する検査（以下「指導監査」という。）について、社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発第0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、国要綱の例による。

2 この要綱において、実地検査とは、一般監査又は特別監査において、法人の主たる事務所又は当該法人が経営する施設若しくは事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務若しくは財産の状況又は帳簿若しくは書類の検査その他の検査を行うことをいう。

（実施方針）

第3条 指導監査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を規定する社会福祉法人指導監査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度一般監査を開始する時までに定めるものとする。

（実施計画）

第4条 一般監査の対象法人、実施時期等を規定する社会福祉法人指導監査実施計画を毎年度一般監査を開始する時までに、定めるものとする。

2 法人の運営等に問題が発生した場合又は通報、法第45条の34第1項第4号に掲

げる書類（以下「現況報告書」という。）の確認の結果等により問題が発生するおそれがあると認められる場合は、前項の規定にかかわらず適宜指導監査を実施するものとする。

（調査書等の提出）

第5条 指導監査の実施に当たっては、法人に対し、実施方針を踏まえ、指導監査に必要な監査項目を規定した社会福祉法人調査書（法人の自己点検項目を含む。以下「調査書」という。）及び関係資料の提出を求めるものとする。

（指導監査に係る基準等）

第6条 指導監査の確認事項、着眼点、指摘基準等は、国要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

（一般監査の実施）

第7条 一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等実地において、事前に提出された調査書等及び法人が保管する関係書類を踏まえたうえで関係者から説明を求め、面談方式で行うものとする。

2 一般監査における実地検査は、原則として1日で実施するものとする。

3 一般監査の実施に当たっては、事前に次の各号に掲げる事項を記載した実施通知を法人に送付する。ただし、法人の運営等に重大な問題が発生した場合又は苦情若しくは通報による情報若しくは現況報告書等の確認の結果から問題が発生するおそれがある等の理由によって、事前に送付することにより当該法人の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に実施通知を提示することにより、実施することができるものとする。

(1) 一般監査の根拠規定

(2) 一般監査の日時

(3) 指導監査担当職員（以下「検査員」という。）の氏名

(4) 準備すべき書類等

4 一般監査の実施体制は、原則として係長以上の職にある者を長とする検査員2人以上で班を編成するものとする。

5 一般監査の実地検査に当たっては、その効果を高めるために、必要に応じて当該法人が経営する事業を担当する市の主管課（以下「事業主管課」という。）職

員及び法人関係者に対し、当該検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

6 一般監査の現地検査における指導の内容について、法人との認識を共有するために指導事項を記載した書面（以下「現地検査指導事項票」という。）を作成し、その写しを法人に交付する。この場合において、法人に対して当該検査の結果を通知するまでの間に指導事項の追加又は変更が生じた場合には、現地検査指導事項票を差し替えるものとする。

7 一般監査の現地検査の終了後、現地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して当該検査の結果を講評し、改善の必要な事項及び改善方法を口頭で指示するものとする。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等、状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

（一般監査の結果及び改善状況の報告等）

第8条 検査員は、一般監査の現地検査の終了後、当該検査の結果について綿密に検討し、指導事項の有無及び当該事項の内容を速やかに市長に報告するものとする。

2 検査員は、前項の規定による検討結果に基づき、速やかに一般監査の結果を当該法人に文書により通知するものとする。この場合において、ガイドラインに定める文書指摘をすべき事項（以下「文書指摘事項」という。）が認められたときは、改善すべき状況、改善方法等を具体的に示すものとする。

3 一般監査の結果が文書指摘事項に該当するときは、法人に対して、前項の規定による通知を受理した日の翌日から起算して30日を経過した日を期日として改善状況報告書又は改善計画書（以下「改善状況報告書等」という。）の提出を求め、その改善状況を確認するものとする。

4 前項に規定する改善状況の確認に当たっては、改善状況報告書等の提出の際、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要に応じて法人における改善状況を確認するため、事務所等の実地における調査（以下「確認調査」という。）を行うものとする。

5 前項の規定により改善状況を精査した結果、改善措置が講じられていると認められたとき又は改善中であるものの措置が講じられる見込みがあると判断したと

きは、当該監査を終結するものとする。ただし、措置が講じられる見込みがあると判断した事項については、引き続き改善状況を確認し、指導を継続するものとする。

6 第4項の規定により改善内容を精査した結果、確認調査を行ってもなお法人が法令、定款等に違反しているとき、その運営が著しく適正を欠くとき等改善措置が講じられていないと認められた場合又は改善の意思がないと認められた場合は、法令の定めるところにより、勧告又は処分を行うための手続を進めることができる。

7 度重なる一般監査によっても改善措置が講じられていないと認めたときは、特別監査の実施対象とする。

(特別監査の実施)

第9条 特別監査は、実地検査を行うほか、提出を求めた帳簿書類を持ち帰り確認する方法、当該法人の役員、職員等に対し出頭を求め質問する方法等、効率的かつ効果的な方法を適宜用いて実施するものとする。

2 特別監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に実施するものとする。

(1) 度重なる一般監査によっても改善措置が講じられていないと認められたとき。

(2) 法人の運営等に重大な問題又は不祥事の発生が確認されたとき。

3 特別監査は、監査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、苦情、通報等による情報、一般監査において確認した情報等から疑われる運営上の不正又は著しい不当行為についての事実関係が的確に把握できるまで、継続的に実施するものとする。

4 特別監査の実施の通知は、一般監査に準じて行う。

5 特別監査の実地検査の体制は、原則として課長以上の職にある者を長とする検査員3人以上で班を編成するものとする。

6 特別監査の実地検査の終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して当日の当該検査の結果を講評し、改善の必要な事項及び改善方法を口頭で指示する。ただし、状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

7 特別監査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、事業主管課職員、東京都（以下「都」という。）の検査担当課職員又は法人関係者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

（特別監査後の措置）

第10条 検査員は、特別監査の現地検査の終了後、当該検査の結果を市長に報告するとともに、必要に応じて事業主管課若しくは都の検査担当課に報告し、又は協議するものとする。

2 特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、第8条第2項及び第3項の規定に準ずるものとする。

3 改善状況報告書等が期限内に提出されないとき又は前項の規定による改善状況についての報告を精査した結果、改善の意思がない、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、勧告又は処分を行うための手続を進めるものとする。

（外部有識者への相談等）

第11条 指導監査を実施するに当たり、法律、会計等に関し重要な判断を要する場合は、各専門の有資格者に相談を依頼し、その回答をもって適正に執行するものとする。

（指導監査情報の公表）

第12条 指導監査に関する情報は、法人運営の透明性及び適正性に資するよう、法令及び立川市情報公開条例（平成12年立川市条例第49号）の規定により非公開とされる場合を除き、公開に努めるものとする。

2 指導監査の結果のうち文書指摘事項及びそれに対する改善状況については、原則として市のホームページへ掲載し、市民等に広く情報提供するものとする。

（関係機関等との連携）

第13条 指導監査の実施に当たっては、事業主管課及び都に、必要な情報又は資料の提供、施設等の指導監査の結果の提供その他必要な協力を求める等、十分な連携を図るものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉保健部長が別に定め

る。

附 則

この要綱は、平成29年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。